

# 不採択

総務常任委員会

令和4年12月6日受理

請 第 43 号

件 名 教育費負担の公私間格差・自治体間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

紹 介 議 員

提 出 者 住 所 氏 名

城下広作 鎌田聰  
西聖一 磯田毅  
岩田智子 山本伸裕

(要 旨)

- 1 熊本県単独予算による学費補助制度を拡充すること。
- 2 年収 350 万円未満世帯までに入学金の補助をすること。
- 3 集中豪雨やウイルス感染症等の災害による家計急変家庭への補助制度を拡充すること。
- 4 「授業料減免制度」における学校負担分（20%）を撤廃し、県の直接事業にすること。

教育改革に積極的な役割を果たしている私立学校においては、教育条件の維持向上を図るための経常費助成の拡充や、家庭を直接支援する制度の充実が必要となるので、上記の事項について請願する。

(理 由)

2010 年度に始まった「高校無償化・就学支援金制度」により、学費滞納と経済的理由による中退者数は年々減少傾向にある。また私立高校への進学率が向上し、熊本県内の私立高校生の割合は全日制高校全体の 37.8%（2021 年度）に上っている。私学に寄せる県民の期待が大きいことはこの数字からも明らかである。

2020 年度より国の就学支援金制度が拡充され、年収 590 万円未満世帯については一律 39 万 6,000 円が支給されるようになり、一部の世帯では実質授業料無償となった。それまでは、多くの自治体が単独予算を上乗せすることで、国の支援金制度では手薄い部分を補っていたが、制度の拡充に伴い、それまで上乗せしていた予算を「学費補助の拡充」や「入学金補助の創設」に充てることで、私学に通いやすい環境を整えている。ところが本県では単独予算による上乗せがおこなわれていない。同様に、現在本県の入学金の補助は、生活保護世帯に限られている。県単独予算による学費補助制度の拡充と、年収 350 万円未満世帯まで入学金補助の拡充をお願いする。

熊本地震、熊本南部豪雨、新型コロナウイルス感染症は、足掛け 6 年に渡り県内の経済活動に大打撃を与えた。災害地域に実家がある生徒や、新型コロナウイルスの影響で家計が急変した家庭の生徒たちについては、今年度も経済的な理由による退学や学費滞納が予想されるため、学費補助制度の拡充をお願いする。

「授業料減免制度」は、学費の保護者負担を軽減し、高校生が教育を受ける機会を確保することを目的とする制度だが、いまだに減額分の 5 分の 1 (20%) は各学校の負担になっている。このような学校負担制度は全国的にも少なく、残すところ本県を含めた 6 県のみとなった。「教育県・熊本」を謳う本県として、このような学校負担制度は早急に撤廃し、授業料減免制度を県の直接事業にすること。

については、教育基本法第 8 条の「私立学校教育の振興」や私立学校振興助成法第 4 条の「私立学校への補助」を名実ともに確立するため、私学助成に係る上記事項について、貴議会での特段のご高配を賜るようお願いする。